

江津市プレミアム付飲食券事業特定事業者募集要項

1. 趣旨

江津商工会議所及び桜江町商工会（以下、「商工会議所等」という。）が実施する「江津市プレミアム付飲食券」の特定事業者（以下、「取扱店」という。）を募集するため、必要な事項について定める。

2. 取扱店の募集受付期間

令和2年10月20日（火）から随時登録を受け付ける

3. 飲食券の利用期間

令和2年12月1日（火）～令和3年3月31日（水）

4. 取扱店の登録資格

江津市内に店舗を有する飲食店で、日本標準産業分類に規定する中分類「76」の飲食業とする。又、次のいずれかの取り組みを行い新型コロナウイルス感染症予防対策に努めている店舗とする。

- 【1】「外食業の事業継続のためのガイドライン（（一社）日本フードサービス協会、（一社）全国生活衛生同業組合中央会）」に基づく感染症対策
- 【2】「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会）」に基づく感染症対策
- 【3】江津市飲食店・宿泊施設感染予防支援事業助言事業により、感染症対策チェックシートに基づき、感染症予防対策に継続的に取り組む飲食店・宿泊施設として認定された店舗

ただし、以下に掲げる事項に該当する場合は応募できない。

- 【1】風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項（性風俗関連特殊営業）に規定する営業を行っている事業者
- 【2】江津市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年江津市告示第10号）第3条に規定する暴排措置対象法人等
- 【3】公序良俗に反するものとして商工会議所等が判断する事業者

5. 取扱店の登録方法

- 【1】取扱店の登録を希望する事業所は、江津市プレミアム付飲食券取扱店登録申請書（様式1）を直接又は郵送で商工会議所等に提出し、承認を得るものとする。
- 【2】商工会議所等は、承認した事業所へ「取扱登録証」を発行する。

6. 利用済み商品券の換金方法

- 【1】 飲食券の換金は、江津商工会議所が換金業務委託契約を締結する江津市内の金融機関で行う。
- 【2】 取扱店は、利用済み飲食券、商工会議所等から送付された取扱登録証及び換金請求書を登録時に口座指定した金融機関に持参し、換金の手続きを行う。また、その際、全ての飲食券の「登録No.」の欄に、自店の番号を記入すること。
- 【3】 金融機関は、取扱店から利用済み飲食券を取りまとめ、振込により換金する。

7. 利用済み商品券の換金期間

令和2年12月1日（火）～令和3年4月9日（金） ※期限後の換金は不可とする

8. 取扱店の責務

- 【1】 飲食券が対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借り受け又は役務の提供において、飲食券の受け取りを拒んではならないこと。
- 【2】 飲食券の不正使用（自己取引、架空取引、虚偽報告、偽造など）、交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- 【3】 飲食券利用者の個人情報について、業務の遂行上必要最小限度において取り扱う場合を除き、他に開示し又は漏えいしてはならないこと。
- 【4】 商工会議所等と適切な連携体制を構築すること。

9. 取扱店の周知

- 【1】 飲食券販売窓口で取扱店の一覧を配布
- 【2】 江津商工会議所ホームページ等に掲載

10. 取扱店の費用負担

登録に係る費用は、無料とする。

11. 取扱店資格の喪失

取扱店に本要項9. に定める行為に違約する行為が認められた場合、商工会議所等は、換金の停止、取扱店の登録取り消し及び損害金の請求等を行うことができる。

12. 紛失等の責務

利用者から受け取った飲食券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。

13. 届出事項の変更

取扱店は、登録事項に変更があったときは、速やかに商工会議所等へ届け出るものとする。